

事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 堤整形外科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県 長浜市 八幡中山町393番地1
- (3) 設立認可年月日 平成27年 3月 3日
- (4) 設立登記年月日 平成27年 3月 10日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	堤整形外科	2510301910	滋賀県 長浜市 八幡中山町393番地1	一般病床 無床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
メディカルフィットネス ハイブリッド	滋賀県 長浜市 八幡中山町393番地1	
託児所 ひまわり	滋賀県 長浜市 八幡中山町393番地1	

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年5月30日 令和6年度決算の決定

令和8年3月6日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 堤整形外科

※医療法人整理番号 0 0 4 5 3

所在地 滋賀県 長浜市 八幡中山町 3 9 3 番地 1

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	865,331 千円
2. 負 債 額	762,159 千円
3. 純 資 産 額	103,172 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	175,818
B 固 定 資 産	689,513
C 資 産 合 計 (A+B)	865,331
D 負 債 合 計	762,159
E 純 資 産 (C-D)	103,172

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 堤整形外科

※医療法人整理番号 0 0 4 5 3

所在地 滋賀県 長浜市 八幡中山町393番地1

貸借対照表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	175,818	I 流動負債	181,275
II 固定資産	689,513	II 固定負債	580,884
1 有形固定資産	658,916	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	2,867	負債合計	762,159
3 その他の資産	27,730	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科目	金額
		I 基金	18,000
		II 積立金	85,172
		(うち代替基金)	
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	103,172
資産合計	865,331	負債・純資産合計	865,331

法人名 医療法人 堤整形外科

※医療法人整理番号 0 0 4 5 3

所在地 滋賀県 長浜市 八幡中山町 3 9 3 番地 1

損 益 計 算 書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	520,539
2 事業費用	436,642
本来業務事業利益	83,897
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	49,323
2 事業費用	93,158
附帯業務事業損失	△ 43,835
事業利益	40,062
II 事業外収益	25,953
III 事業外費用	8,215
経常利益	57,799
IV 特別利益	0
V 特別損失	920
税引前当期純利益	56,879
法人税等	12,528
当期純利益	44,351

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人 堤整形外科
理事長 堤 聖吾 殿

私は、医療法人堤整形外科の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月22日
医療法人堤整形外科
監事 安田 昴央